



# 《オーガニックナール》オーガニック&ナチュラルマルシェ 《出店申込書》 inセラピーワールド東京 2023

マルシェ事務局 御中

出店に関する規約を了承し、下記の通り申し込みます。

**締切:2023年9月15日(金) 必着**

申込年月日	年 月 日		
フリガナ			
出店者名 ※社名版、印刷物 Web 掲載名			
英文出店者名	記入のない場合、事務局にて英訳のうえ、印刷物等に掲載させていただきます。		
申込担当者	社名	部署・役職	フリガナ 氏名
	所在地 〒		
	TEL	FAX	
	E-mail	携帯番号	
	URL		
出店料金請求先 ※申込担当者と異なる 場合のみ記入	企業 / 団体名		
	所在地 〒		
	部署・役職	氏名	
	TEL	FAX	
出店内容 該当項目に <input checked="" type="checkbox"/> チェック願います	<input type="checkbox"/> 国内外の有機認証を取得した食品・飲料など <input type="checkbox"/> 国内外の認証を取得した衣類・繊維製品・エシカルファッションなど <input type="checkbox"/> 国内外の認証を取得したコスメ・ボディケア・フレグランス及びナチュラルコスメなど <input type="checkbox"/> 自然や環境に配慮した製品・持続可能な生産など		
販売予定商品 ※必ずご記入ください			
出店にあたっての PRやポイントを 60文字程度で ご記入ください			
試飲・試食	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 実施内容: (該当項目に <input checked="" type="checkbox"/> チェック願います)		
電気の使用	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 使用内容:		
<b>マルシェ小間</b>	<b>1小間料金</b>	<b>数量</b>	<b>試飲・試食</b> <b>料金</b>
1小間: (2m×1.5m = 3m <sup>2</sup> ) ※1800×900mm 長机(展示台)付き	(2日間) 55,000円	*複数小間での申込も可能です	*試飲・試食の方のみ
	×	小間	+ ( 1,100円 共有厨房料金 ) = (消費税込) 合計 _____ 円

●お申込み3日以内に(土日祝日除く)受付完了の連絡がない場合は、お手数ですがマルシェ事務局までご連絡下さい。●満小間になり次第、締切とさせていただきます。お申し込みは早目をお願い申し上げます。●電源コンセント使用の電気工事ならびにその使用料は別途有料になります。●試飲・試食を行う場合は、所轄保健所の指導により衛生設備(手洗い等)の設置が義務付けられています。食品・飲料の小分け等に関し共有厨房施設(有料)をご利用いただけます。

# 《オーガニックナール》オーガニック&ナチュラル マルシェ in セラピーワールド東京2023 出店規約

## 1. 【規約の履行】

出店者（共同出店者を含む、以下同じ）は以下に述べる各規約及び、主催者から提示された「出展のご案内」、「申込書項目出店内容の確認」及び出展者マニュアルの各規定（以下に説明する出店に関する規約に一部掲載）を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出店申込みの拒否、出店の取り消し、小間・展示販売物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断根拠などは公表いたしません。また、出店者から事前に支払われた費用の返還、及び出店取り消し・小間・展示販売物・装飾物の撤去・変更によって生じた出店者及び関係者の損害も補償いたしません。

## 2. 【出店資格】

2-1 出店者は原則として、主催者が定める展示会の開催趣旨に合致する法人・団体等とします。また、主催者は事務局内の出店基準に従い出店審査を行い、出店申込み企業が出店基準を満たすか否かを決定する権利を持ちます。

2-2 出店者として許可されるのは、規定された製品グループに分類できる製品やこれに関連するサービスを提供する国内外の生産・製造者、輸入業者、卸業者、代理店、出版社等です。展示販売物はすべて申込用紙に詳細に記載しなければなりません。知的所有権（特許権・商標権など）やその他日本国内の法律に反する製品・サービス等の出店・販売は認められません。

## 3. 【出店申込み、および出店料の支払い】

3-1 出店申込みは、公式の「出店申込書」に必要事項をすべて正しく記入し、署名、押印した書類をご提出ください。この提出をもって、出店者は規約の条件を遵守することに合意したとみなします。出店申込書及び出店規約、その他すべての提出書類はコピーをお手元に保管ください。ご提出頂いた書類は返却いたしません。

3-2 出店申込みは、出店に必要な書類を主催者が受領し、それに基づき請求した出店料を主催者が入金確認できた時点をもって正式なものとしします。

3-3 出店料は主催者が定める期日までにお振り込みください。お振り込みがない場合、主催者は申込みを取り消す権利を持ちます。

## 4. 【出店キャンセル、取り消し】

4-1 出店申込書を受領し、入金確認をした後の出店取り消し・解約・返金は認められません。

4-2 出店申込みを正式に受領した後でも、出店者が「出店規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出店を取り消す権利を持ちます。

4-3 入金確認後であっても、主催者が出店者と連絡が取れない場合や主催者が出店の意向がないと判断した場合、主催者は出店を取り消す権利を持ちます。

## 5. 【展示・販売スペースの割り当て】

5-1 展示スペースは、主催者が定める小間の配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、主催者にて決定いたします。出店者は、その結果に従うものとします。

5-2 出店者は、いかなる場合があってもその全部または一部を、他者と交換・譲渡・貸与などすることはできません。

5-3 出店申込みキャンセルなどがあった場合、主催者は発表した小間配置を変更する権利を持ちます。

## 6. 【書類の提出】

出店申込みを正式に主催者が受領した後、出店者は主催者から提出を求められたすべての書類を指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、主催者は出店申込事項を履行するか否かを決定する権利を持ちます。

## 7. 【出店に関する規約】

7-1 原則として、出店申込書に記載された法人・団体等及び製品・サービスなどが展示・販売対象です。

7-2 出店者は、出店申込書に記載された法人・団体等及び製品・サービスなどに変更が生じた場合、速やかに主催者に連絡しなければなりません。

7-3 装飾・展示販売物などの搬入・搬出及び展示方法などは、主催者の提供する「出展者マニュアル」に規定され、出店者はこれを遵守しなければなりません。

7-4 出店者は、通路など自社小間内以外の場所で、展示販売、宣伝、営業行為などを行うことはできません。

7-5 出店者は強い光・熱・臭気・または大音量を放つ実演など他社の迷惑となる行為、また近隣の展示販売を妨害する行為を禁止します。妨害の有無や実演などが他者に多大な迷惑を与えているか否かは主催者が判断し、その中止・変更を命じることができます。また、出店者はそれに従うものとします。

7-6 出店者は、販売・展示会場に適用されるすべての防火及び安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

7-7 出店者は展示会会期中及び会期後に来場者・出店者などに対し迷惑のしかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、主催者は出店中止または次回以降の出店申込拒否を行う権利を持ちます。

7-8 展示会会期中及び会期後の出店者と来場者間における現金の授受を伴う物品サービスの提供（即売行為）・商談・契約内容などに関して主催者はその責任を一切負いません

7-9 本マルシェ（出店）に関わる展示会ガイド等の制作物に関して不備があった場合、公式ウェブサイトにて訂正させて頂くものとし、当該印刷物等の再発行は行わないものとします。

## 8. 【損害責任】

8-1 主催者はいかなる理由においても、出店者及びその従業員・関係者等が出店スペースを使用することによって生じた人及び物品に関する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。また、出店者及びその関係者等の不注意などによって生じた人及び物品に対する傷害・損害などに対し、一切の責任を負いません。

8-2 出店者はその従業員・関係者・代理店等の不注意などによって展示会場内で生じた人及び物品に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとします。

8-3 主催者は、天災、その他の不可抗力の原因による会期の変更・開催の中止によって生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。

8-4 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出店者及び関係者の損害は補償しません。

## 9. 【反社会的勢力の排除】

9-1 出店者は、当該出店者または当該出店者の代理人もしくは媒介する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるもの（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約するものとす。

① 暴力団員等が経営を支配していることと認められる関係を有すること

② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

③ 出店者若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

④ 暴力団等に対して資金を提供し、または、便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

⑤ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

9-2 主催者は、出店者が前項の確約に反して、当該出店者又は当該出店者の代理人もしくは媒介するものが、暴力団員等あるいは前項各号の一つでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、出店を取り消すことができるものとする。

9-3 主催者は、出店者が出店に関連して、第三者と下請け又は委託契約等（以下、「関連契約」という。）を締結する場合において、関連契約の当事者又は代理もしくは媒介するものが暴力団員等あるいは前項各号の一つでも該当することが判明した場合、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求めることができるものとする。

9-4 主催者は、出店者が関連契約を締結した当事者に対し前項の措置を求めたにも関わらず、関連契約を締結した当事者がそれに従わなかった場合には、出店を取り消すことができるものとする。

## 10. 【個人情報の取り扱いについて】

10-1 収集した個人情報の所有者は国際オーガニック EXPO 事務局（以下、「当事務局」という。）です。収集した個人情報は、以下のような目的のために使用し第三者へ提供・開示いたします。

・当事務局から出店者への各種連絡として使用

・機密保持契約を締結している協力会社、業務委託先会社への情報共有及び発送代行として使用

・各種印刷物（出展のご案内、招待状、展示会ガイド、展示会ウェブサイト等）、結果報告書への掲載で開示

・メールマガジンサービスへの登録

・展示会来場者及びマスコミへの情報提供

・統計的データとして使用する場合

・法令等に基づく場合

10-1 出店者は、展示販売などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。特に第三者提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体から「同意」をとってください。

10-1 出店者は、展示販売などを通じて取得した「個人情報」について法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営をお願いします。